

環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加案

1 対象とする太陽光発電所の規模

遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、アセス法の対象規模より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。

このため、県アセス条例の対象規模は、アセス法の規模より大幅に下げ、下表のとおりとする。

対象とする太陽光発電所の規模

| 区分 | | 県アセス条例（施行規則改正案） | 【参考】アセス法（政令改正） |
|------|--------|------------------|------------------|
| 対象規模 | 事業区域面積 | 5 ha 以上 | (面積 100ha 以上に相当) |
| | 出力 | (出力 2,000kW に相当) | 出力 4万 kW 以上※ |

※電気事業法と整合を図るため出力で設定

2 施行時期等

アセス条例施行規則の改正と施行

| | | |
|-----|---|--|
| 期 日 | 改正：令和元年9月中旬 | 施行：令和元年10月初旬 （アセス手続の本格適用：令和2年1月初旬） 施行から本格適用までの間、一定の経過措置を設ける。 |
| 考え方 | ○アセス法の対象事業への追加が令和2年4月1日に施行される。 ○3ヶ月前から県アセス条例を適用することで、アセス法の経過措置である「条例手続から法手続への移行」をスムーズに行うことが可能。 ○さらに10月の施行時点から駆け込みによる大規模太陽光発電事業の手続逃れも抑制。 （電気事業法の工事計画届の提出の有無で環境影響評価手続の要否が決定） | |

【アセス条例施行規則改正及び施行等の流れ】

